

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条

（契約保証金）

第十九条 契約者は、契約締結と同時に契約金額の百分の十（県有財産売却システムによる入札に係る契約にあつては、当該入札に係る予定価格の百分の十）に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約者が、次の各号の一に該当する者であるときは、知事は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができるものとする。

- 一 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
- 二 県と保険会社が締結した工事履行保証契約に係る保証を当該保険会社に委託した者
- 三 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保を提供した者
- 四 物品を売り払う場合において売払代金を即納する者
- 五 第三条第一項又は第十二条の規定により定められた資格を有する者で、過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるもの
- 六 随意契約を締結する場合において、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者

2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもつてこれに代えることができる。

- 一 第四条第二項第一号から第七号までに掲げるもの
- 二 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

3 保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。

4 第四条第三項から第五項までの規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同条第三項中「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約者」と、「金融機関」とあるのは「金融機関若しくは保証事業会社」と、同条第四項第四号中「金融機関」とあるのは「金融機関若しくは保証事業会社」と、同条第五項中「第十条の規定により還付することとなる前」とあるのは「契約上の義務履行前」と、それぞれ読み替えるものとする。